

貨物利用運送事業法（外国人国際貨物利用運送事業を除く）

1. 案内情報

手続名：・第一種貨物利用運送事業の変更登録又は変更の届出

手続根拠：・貨物利用運送事業法第7条

・貨物利用運送事業法施行規則第9条、第10条

手続対象者：【変更登録申請】

・第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者であって貨物利用運送事業法第4条第1項第4号に掲げる事項（利用運送に係る運送機関の種類（輸送モードの追加）、利用運送の区域又は区間、業務の範囲の変更）をしようとする者

【登録事項変更届出】

・第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者であって貨物利用運送事業法第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項（登録を受けた者の氏名・名称・所在地、代表者氏名、主たる事務所・その他営業所の名称・所在地、商号）に変更があった者

提出時期：【変更登録申請】

・貨物利用運送事業法第4条第1項第4号に掲げる事項（利用運送に係る運送機関の種類（モードの追加）、利用運送の区域又は区間、業務の範囲の変更）を変更しようとするとき。

【登録事項変更届出】

・貨物利用運送事業法第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項（登録を受けた者の氏名・名称・住所、代表者氏名、主たる事務所・その他営業所の名称・所在地、商号）に変更があったときから30日以内

提出方法：・変更登録申請書、事前届出書又は事後届出書を作成し、当該事業の提出先へ提出してください。

- ・自動車貨物利用運送事業
- ・鉄道貨物利用運送事業
- ・内航貨物利用運送事業
- ・外航貨物利用運送事業
- ・国内航空貨物利用運送事業
- ・国際航空貨物利用運送事業

提出先については、別添提出先一覧表をご参照下さい。

手数料等：・なし

添付書類・部数：・添付書類については貨物利用運送事業法施行規則第9条、第10条をご参照ください。

・提出部数については最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

申請書様式：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

記載要領・記載例：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。